

安中市道の駅民間活力導入可能性調査業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 業務目的

本要領は、安中市道の駅民間活力導入可能性調査業務委託の契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により評価するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

安中市道の駅民間活力導入可能性調査業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別紙「安中市道の駅民間活力導入可能性調査業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに。ただし、仕様書は、本業務の業務成果として求める最低限の内容を示すものであり、本プロポーザルの受託候補者の提案内容に応じて仕様を変更することがある。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 契約限度額

12,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、この限度額は、契約時の価格を示すものではない。

(5) 事務局

安中市 みりよく創出部 観光課 世界遺産・道の駅推進室

所 在 地：〒379-0292 群馬県安中市松井田町新堀245（松井田庁舎内）

電話番号：027-382-1111（内線 2628）

ファクシミリ：027-386-4111

電子メールアドレス：kankou@city.annaka.lg.jp

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、参加申し込み時点で次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 国または地方公共団体の指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。

- (4) 安中市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等でないこと。
- (5) 平成27年4月1日以降に、以下のいずれかの業務（再委託による業務や照査技術者の実績は除く）の完了実績を1件以上有すること。

同種業務：道の駅の民間活力導入可能性調査に関する業務。ただし、民間事業者へのヒアリング調査、サウンディング調査を含むこと。

類似業務：民間活力導入可能性調査に関する業務。ただし、民間事業者へのヒアリング調査、サウンディング調査を含むこと。

- (6) 安中市入札参加資格者名簿(建設コンサル部門)に登録されていること。
- (7) 本社、支店又は営業所等が群馬県、東京都、神奈川県、埼玉県、栃木県、茨城県、千葉県、山梨県、長野県又は新潟県のいずれかに所在していて、契約締結の権限を有すること。
- (8) プロポーザルに参加する事業者は単体企業であること。
- (9) 適切な情報セキュリティ・ポリシーおよび情報管理体制が整備されていること。
- (10) 本業務には、次のいずれの条件も満たす管理技術者を配置すること。

①以下のいずれかの資格を有すること

ア、技術士(総合技術監理部門:建設一都市及び地方計画又は建設部門:都市及び地方計画)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

イ、RCCM(都市計画及び地方計画部門)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者

ウ、国土交通省登録技術者:「業務:計画・調査・設計」に登録のある資格を有している者

②平成27年4月1日以降に、管理技術者として以下のいずれかの実績を1件以上有すること

ア、「3. 参加資格 (5)」に示す同種業務

イ、「3. 参加資格 (5)」に示す類似業務

ウ、道の駅基本構想又は道の駅基本計画の策定、道の駅基本設計のいずれかの業務

エ、道の駅 PPP/PFI 事業におけるアドバイザー業務（公募資料作成支援から契約締結までの支援の一連の業務）、設計・建設モニタリング支援業務

4. スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の公表	令和7年5月7日(水)
質問の受付期間	令和7年5月7日(水)から 令和7年5月13日(火)17時まで
質問の公表及び回答	令和7年5月16日(金)
提案書類等の受付期間	令和7年5月7日(水)から 令和7年6月6日(金)17時まで

1次審査(書類)結果通知	令和7年6月13日(金)
2次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	令和7年6月下旬予定
2次審査結果通知及び審査結果の公表	令和7年7月上旬予定

5. 質問の受付及び回答

(1)提出できる者

参加申込書を提出している者又は参加申込書を提出する予定の者

(2)提出期間

令和7年5月7日(水)から令和7年5月13日(火)17時まで

(3)提出先及び提出方法

「2. 業務概要 (5)事務局」宛に、質問書【様式1】を電子メールにて提出すること。

なお、電子メールの到達の確認については送信者の責任において行うこととし、安中市は電子メールの送受信に起因するトラブルに関しては一切の責任を負わない。

※件名を「道の駅プロポーザル質問(事業者名)」とすること。

※質問書は、提出期間中であれば追加で提出することができる。

※電話や口頭等、電子メール以外での質問は受け付けない。

(4)回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、令和7年5月16日(金)に安中市ホームページにて公開する。

また、回答内容は、本要領の追加・修正として取り扱うこともある。

6. 参加申込及び企画提案等に係る書類の提出

(1)提出期間

令和7年5月7日(水)から令和7年6月6日(金)17時まで

※持参による受付時間は、土日祝日を除く9時から17時までとする。

※郵送及び電子データでの提出は提出期限必着とする。

(2)提出書類

①参加申込に係る書類

ア 【様式2】参加申込書

イ 【様式3】受注実績調書

ウ 【様式4】会社概要書

エ 【様式5】暴力団排除に関する誓約書

オ 【様式6】管理技術者の経歴及び実績等調書

②企画提案書

ア 提案内容(以下の各項目について、簡潔にわかりやすく説明すること)

(ア)本業務に対する姿勢や実施方針

(イ)本業務における実施体制

(ウ)本業務を実施するためのスケジュール

(エ)よりよい調査実施のための工夫について

(オ)道の駅において、官民連携事業が成立するための重要事項や、課題とその対応等について

イ 提案様式

企画提案書の表紙は指定様式【様式7】とし、その他は任意様式による。ただし、フォントサイズ10.5ポイント以上推奨で、A4サイズ及びA3サイズ(縦横自由、片面印刷)で作成すること。ページ数については提案者の自由としますが、プレゼンテーションの時間制限に留意すること。

③見積書

ア A4サイズの任意様式による。また、積算内容(数量・単価)がわかる資料を添付すること。

(3)提出部数

①参加申込に係る書類については、アからオまでの書類を印刷したものを各1部提出すること。

②企画提案書については、印刷したものを15部、電子データ(PDF形式)を1式提出すること。

③見積書については、印刷したものを15部、電子データ(PDF形式)を1式提出すること。

(4)提出先及び提出方法

「2. 業務概要 (5)事務局」宛に直接持参又は郵送すること。電子データについては電子メールにより提出すること。

(5)その他

書類の到着確認については提出者の責任において行うこと。市は、郵送や電子メールに起因するトラブルに関しては一切の責任を負わない。

提出書類のうち、企画提案書と見積書については、社名及び社名が類推できる文章等を記載しないこと。ただし、1部のみ社名を記載したものを提出すること。

7.審査方法

書類審査による1次審査及びプレゼンテーション等による2次審査を実施する。なお、応募者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査及び選定を行う。

7-1. 1次審査(書類審査)

(1)審査方法

提出書類を基に、申請に必要な資格を有しているか審査する。

ただし、応募者が多数の場合は、提案内容等を【別紙】評価基準に沿って審査し、評価点の合計点数の上位5社程度を1次審査通過者とする。

(2)審査結果

1次審査の結果は、応募者全員に対して、令和7年6月13日(金)に電子メールで通知する。

※審査の評価内容は公表しない。また、選考結果に対する問い合わせ及び異議等については、一切応じない。

7-2. 2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

(1)実施日

令和7年6月下旬 予定

(2)実施場所

安中市役所本庁舎内会議室(安中市安中1丁目23-13)

(3)実施方法

企画提案書の内容について、プレゼンテーション(20分以内)及びヒアリング(15分程度)を行い、その内容を【別紙】評価基準に沿って審査する。また、審査の順番については、企画提案書の受付順とする。

(4)参加者側出席者

業務責任者及び管理技術者を含む、本業務に従事する者4名以内とする。

(5)プレゼンテーション及びヒアリングにおける注意事項

- ①提出した企画提案書を用いてプレゼンテーション(パワーポイント等を使用した説明は可)を行う。企画提案書の変更や追加資料等の配布は認めない。
- ②大型モニター及びマイクは事務局が用意するが、それ以外に備品が必要な場合は参加者側で用意すること。
- ③2次審査中に、社名又は社名を類推できる発言等をしてはならない。

(6)評価

各審査委員による評価点の合計点数が最も高かった者を契約予定事業者に決定する。また、次に合計得点が高かった者を次点の契約予定事業者として決定する。

最も合計点数が高かった者が複数あった場合は、審査委員会にて契約予定事業者を決定する。審査委員会での選考は非公開とする。

(7)審査結果

審査結果は、参加した全ての事業者に電子メールにて通知する。

※審査委員会での選考及び評価内容は公表しない。また選考結果に対する問い合わせ及び異議等については、一切応じない。

8. 契約

(1)提案内容の調整

市と契約予定事業者との協議により、特記仕様書の内容を決定する。特記仕様書の内容は、仕様書を基に契約予定事業者の提案内容等を加えたものとする。

(2) 契約の締結

選定された契約予定事業者との協議が整った場合、安中市契約規則に基づき契約を締結する。

契約予定事業者との協議が整わない場合には契約を締結せず、次点の契約予定事業者と契約締結に向けた協議を行う。

9. 失格事項

次のいずれかに該当した事業者は失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限内に企画提案書等が提出されない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積金額が契約限度額を超える場合
- (5) 2次審査に参加しなかった場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) 本要領で定める各事項に反する行為があった場合

10. 注意事項

- (1) 指定した様式、書式及び方法によらず提出された書類は受け付けない。
- (2) 書類提出後は追加、差替え及び再提出はできない。
- (3) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (4) 安中市から受領した資料等の関係書類は、許可なく公表及び使用することはできない。
- (5) 選定された提案内容の著作権及び知的財産権は参加者に帰属するが、参加者は安中市の許可なく公表及び使用することはできない。
- (6) 提出された企画提案書等の書類は返却しない。
- (7) 提出された書類は、本業務における選定を目的とするものであり、この目的以外には一切使用しない。ただし、安中市は、提出された書類について、事前に参加者の許可を得た上で、本プロポーザルに関する記録として使用することができる。
- (8) 提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (9) 安中市は、本業務に参加を表明した者の商号・名称並びに審査結果等を公表することができる。
- (10) 提出された書類は、安中市情報公開条例(平成18年安中市条例第18号)に基づく開示請求があった場合に、同条例の規定に基づく範囲内で公開する場合がある。
- (11) 天災その他やむを得ない事由によりプロポーザルを実施することができないと認められる場合には本プロポーザルを延期し、若しくは中止し、又は決定を取り消すことがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を安中市に請求することはできない。

